

令和 5年 6月 13日

三重県知事

あて

医療法人の住所 三重県津市久居井戸山町759番地
医療法人の名称 医療法人 井上内科病院
理事長名 内野 順治
電話 059 - 256 - 6665

決 算 届

令和4年4月1日から令和5年3月31日までの決算を終了したので、医療法第52条第1項の規定により届出します。

[添付書類]

- 1 事業報告書
- 2 財産目録
- 3 貸借対照表
- 4 損益計算書
- 5 監事の監査報告書



事業報告書

(自 令和 4年 4月 1日 至 令和 5年 3月 31日)

1 医療法人の概要

(1) 名称 医療法人 井上内科病院

① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)

② 社会医療法人 特別医療法人 出資額限度法
 その他

③ 基金制度採用 基金制度不採用

注)①から③のそれぞれの項目(③は社団のみ)について、該当する欄の
を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後)

(2) 事務所の所在地 三重県津市久居井戸山町759番地

注)複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載
 すること。

(3) 設立認可年月日 平成 5年 6月 14日

(4) 設立登記年月日 平成 5年 6月 22日

(5) 役員及び評議員

	氏名	備考
理事長	内野 順治	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人」
 以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。
 2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療
 院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む）の管理者であることを記
 載すること。（医療法第46条の5第6項参照）
 3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。（医療法第46条の4第1参照）

2 事業の概要

(1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院(医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む)の業務)

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病 院	井上内科病院	三重県津市久居井戸山町759番地	療養病床 32床 (医療保険)
診療所	井上内科病院 タオメンタルクリニック	三重県津市久居新町3006番地	心療内科外来 (医療保険)
介護老人 保健施設	萩の原介護 老人保健施設	三重県津市久居井戸山町759番地	入所定員 50名 通所定員 10名

注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を【 】書で記載すること。

3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
萩の家グループホーム	三重県津市久居井戸山町751番地の1	—

注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 4年 5月26日 令和3年度決算の決定

令和 5年 1月17日 理事・監事の選任

令和 5年 3月24日 令和5年度の事業計画及び収支予算の決定

令和 5年 3月31日 定款の変更

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。

医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。

2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

年 月 日

年 月 日

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

年 月 日

年 月 日

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

令和 5年 3月31日 廃止 診療所 井上内科病院タオメンタルクリニック

様式 2

※医療法人整理番号

法人名 医療法人 井上内科病院
 所在地 三重県津市久居井戸山町 7 5 9 番地

財 産 目 録
 (令和 5年 3 月 31 日現在)

1. 資 産 額	523,981	千円
2. 負 債 額	497,420	千円
3. 純 資 産 額	26,560	千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	236,406
B 固 定 資 産	287,575
C 資 産 合 計 (A+B)	523,981
D 負 債 合 計	497,420
E 純 資 産 (C-D)	26,560

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借)
 建 物 (■法人所有 □ 賃借 □ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

法人名 医療法人 井上内科病院

所在地 三重県津市久居井戸山町759番地

貸借対照表

(令和5年3月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	236,406	I 流動負債	58,552
現金及び預金	137,955	買掛金	1,301
医業未収金	53,888	未払金	42,825
施設運営事業未収金	37,775	預り金	2,251
未収金	936	未払費用	663
薬品	1,611	賞与引当金	9,696
給食材料	602	未払法人税等	102
貯蔵品	1,331	未払消費税	1,712
前払費用	215	II 固定負債	438,868
未収入金	2,629	長期借入金	438,868
徴収不能引当金	△ 540	負債合計	497,420
II 固定資産	287,575	純資産の部	
1 有形固定資産	281,165	科目	金額
土地	121,483	I 出資金	32,000
建物	140,763	II 積立金	△ 5,439
建物附属設備	6,161	繰越利益積立金	△ 5,439
構築物	2,876		
医療器械	7,875		
器具備品	2,005		
車両	0		
2 無形固定資産	1,927		
電話加入権	376		
ソフトウェア	1,550		
3 その他の資産	4,482		
差入保証金	1,744		
長期前払費用	769		
繰延消費税額等	1,968	純資産合計	26,560
資産合計	523,981	負債・純資産合計	523,981

(注) 1. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

2. 社会医療法人及び特定医療法人については、純資産の部の基金の科目を削除すること。

3. 経過措置医療法人は、純資産の部の基金の科目の代わりに出資金とするとともに、代替基金の科目を削除すること。

法人名 医療法人 井上内科病院
 所在地 三重県津市久居井戸山町759番地

損 益 計 算 書
 (自 令和 3年 4月 1日 至 令和 4年 3月31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		551,067
2 事業費用		
(1) 事業費	562,228	
(2) 本部費		562,228
本来業務事業損失		△ 11,161
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		28,704
2 事業費用		26,551
附帯業務事業利益		2,153
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		
2 事業費用		
収益業務事業利益		
事業損失		△ 9,008
II 事業外収益		
受取利息	1	
補助金収益	7,453	
その他の事業外収益	2,607	10,061
III 事業外費用		
支払利息	790	
その他の事業外費用	12,862	13,652
経常損失		△ 12,599
IV 特別利益		
固定資産売却益		
受取保険金	15,954	15,954
V 特別損失		
固定資産除却損		
役員退職金	400,000	400,000
税引前当期純損失		△ 396,645
法人税・住民税及び事業税	205	
法人税等調整額		205
当期純損失		△ 396,850

(注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
 2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

監 事 監 査 報 告 書

医療法人 井上内科病院
理事長 内野 順治 殿

私は、医療法人井上内科病院の令和4年度会計年度（令和4年4月1日から令和5年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 5年 5月 26日
医療法人 井上内科病院
監 事 山 本 絃 大

(注1) 監査人が複数の場合は、「私たち」とする。

(注2) 関係事業者との取引がある医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書及び関係事業者との取引の内容に関する報告書」とし、社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。